

都市政策について

まちづくり部

目次

1	まちづくり基本条例の推進	．．．	3
2	エリアマネジメントによる官民連携まちづくり	．．．	6
3	福祉のまちづくりの推進	．．．	7
4	花と緑の美しいまちづくりの推進	．．．	11
5	健康拠点構想等の推進	．．．	15
6	景観条例による優れた景観の創造・保全	．．．	16
7	景観まちづくり活動への支援	．．．	21
8	屋外広告物条例による良好な広告景観の形成	．．．	22
9	緑条例による緑豊かな地域環境の形成	．．．	23
10	令和6年能登半島地震への支援（まちづくり部）	．．．	24
11	まちづくり・景観に関する情報発信	．．．	25



1 まちづくり基本条例の推進

まちづくり基本条例（平成11年3月制定）に基づき、県民等とのパートナーシップの下、生活者の視点に立って、安全に、安心して暮らすことができるまちづくり、地域への愛着を育む魅力あるまちづくりを総合的に推進

(1) まちづくり基本方針（令和4年3月改定）

■ 位置付け

- ・「ひょうごビジョン2050」を踏まえた、まちづくり分野における総合的な方針
- ・まちづくり政策を総合的に講ずるための基本方針

■ 基本コンセプト

“すべての人が自分らしく輝ける「住みたい」「訪れたい」ひょうご”

■ 4つの地域と3つのテーマ

多様な地域を有する本県の空間的な特徴を捉えた「4つの地域」と今後のまちづくりにおいて重要となる「3つのテーマ」を設定

〈4つの地域〉

多自然地域の 集落

豊かな自然を有する農山漁村の集落や市街化調整区域内に点在する集落

地方都市

平成の大合併前の市町の中心市街地とその周辺のまち

郊外住宅地

高度経済成長期以降に主に都市中心部の郊外に開発された住宅地

都市中心部

阪神～神戸～姫路にかけて連なる市街化区域

〈3つのテーマ〉

安全・安心

- 防災・減災のまちづくり、都市の強靱化
- 安心して暮らせるユニバーサルなまちづくり 等

魅力・挑戦

- 個性を磨き、地域の魅力を高めるまちづくり
- 新たな価値を生むコミュニティビジネスやスタートアップのへの挑戦 等

持続・循環

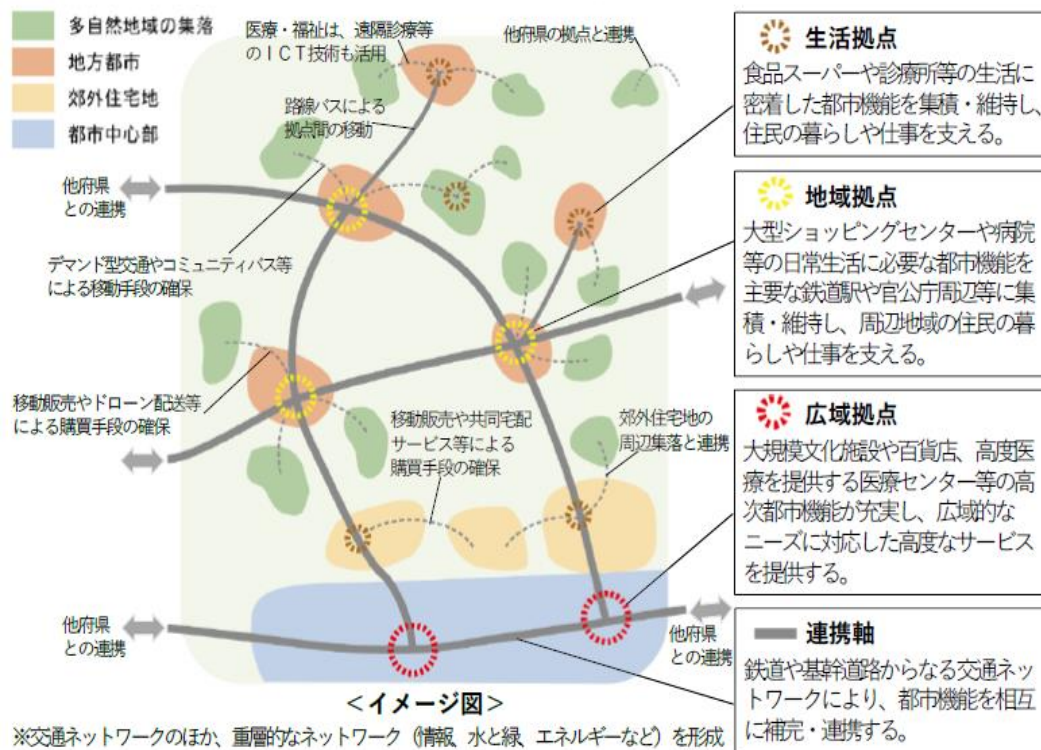
- 住民主体の持続可能な地域経営
- カーボンニュートラル、スマートシティの形成
- 自然環境や生物多様性の保全 等

1 まちづくり基本条例の推進

(1) まちづくり基本方針

■ 持続可能な都市構造の姿

誰もが安心して暮らし続けるために、各地域が都市機能を相互に補完・連携し、持続可能でコンパクトな都市構造を構築



■ めざす将来像

2050年における各地域の「めざすべき将来像」を提示

多自然地域の集落

<めざす将来像>

多様なつながりがつくる新たな「ふるさと」

地方都市

<めざす将来像>

個性きわだち誇りある「地域の核」

郊外住宅地

<めざす将来像>

多様な主体が住みごたえを高めあう「まち」

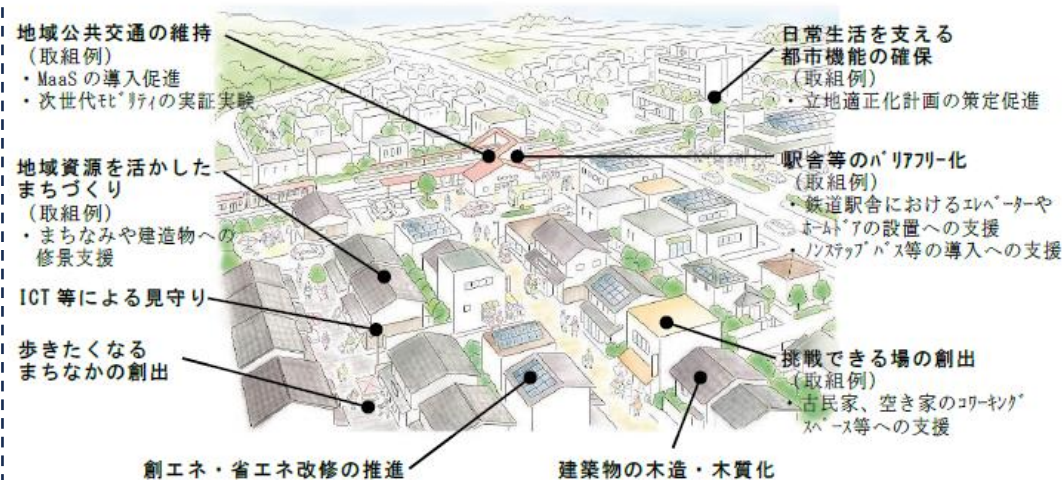
都市中心部

<めざす将来像>

世界へ広がる交流「都市」

(参考) 主な取組の方向性（地方都市）

今後おおむね10年間のまちづくり分野の「主な取組の方向性」を提示



1 まちづくり基本条例の推進

(2) 人間サイズのまちづくり賞の実施

安全・安心で魅力あふれる建築物、緑化空間、団体等を「人間サイズのまちづくり賞」として顕彰

■ 募集部門

「地域活動」と「施設整備」の部門を隔年で実施

地域活動 (ソフト)	・ まちづくり活動部門 ・ 花緑活動部門	R7実施 (以降隔年)
施設整備 (ハード)	・ 建築部門 ・ 緑化空間部門	R8実施 (以降隔年)

■ 令和8年度実施状況

- ・ 募集
4月13日～6月12日
- ・ 応募数
建築部門：43件
緑化空間部門：13件
- ・ 表彰式
11月下旬予定



【令和7年度実績】 (応募総数21件)

< まちづくり活動部門 知事賞 (2件) >

合同会社興隆寺(淡路市)



町内会で合同会社を立ち上げ、地元雇用の創出、交流人口の増加に取り組む

株式会社尼漁開発
NPO法人武庫川ECO-LABO(尼崎市)



フィッシュシェアリング活動を通して尼崎の海の魅力を発信、観光と学習の町を目指す

< 花緑活動部門 知事賞 (2件) >

矢野芝生管理委員会(相生市)



芝生化した校庭を地域主体で維持管理し、イベント等で地域活性化に繋げる

特定非営利活動法人
アルファグリーンネット (淡路市)



県内各地での花緑活動や園芸体験等を通し、花と緑のまちづくりを広める

2 エリアマネジメントによる官民連携まちづくり

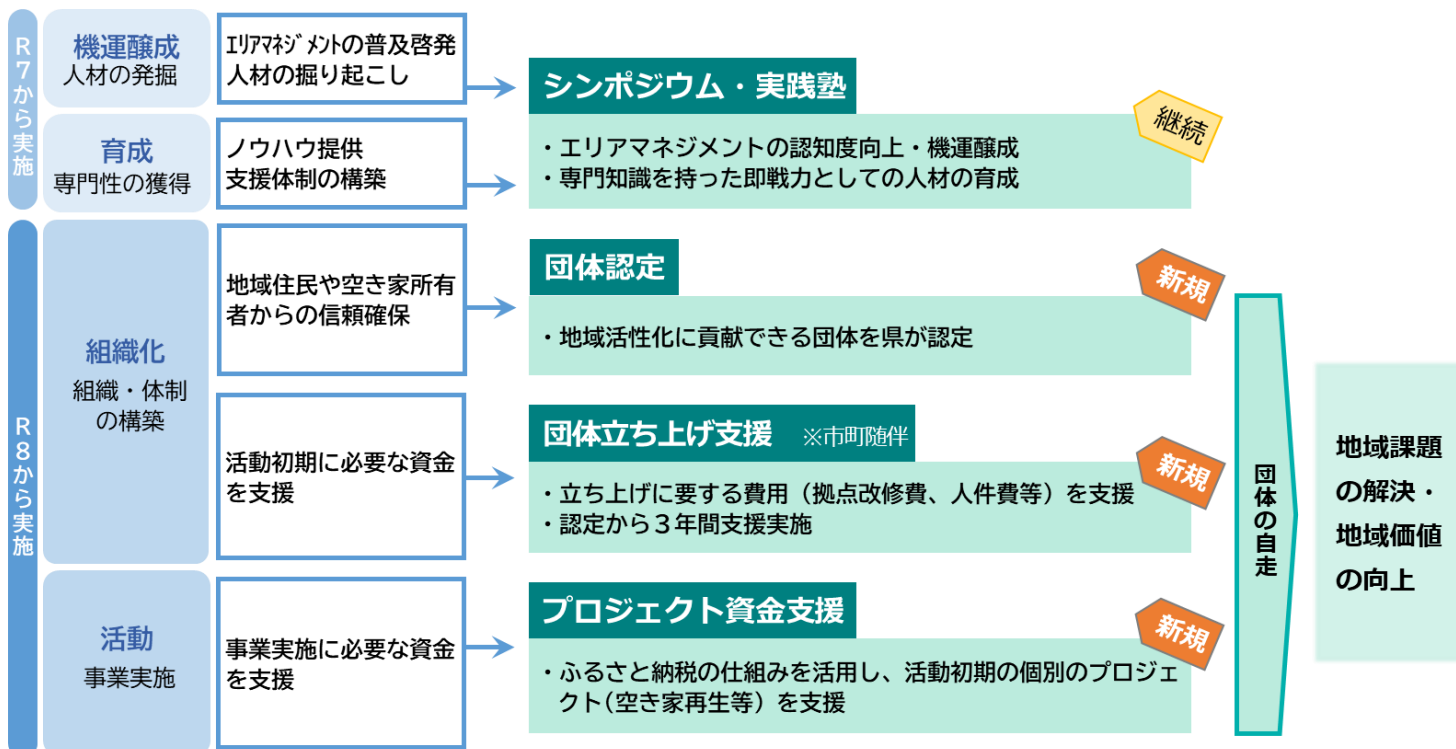
特定のエリアにおいて、空き家をリノベーション等によって新しい役割を与え再生することで、収益を得ると同時に、地域課題の解決や地域価値の向上を図る「エリアマネジメント」を推進

■ R8スケジュール



☆TOPIC☆ エリアマネジメント団体への支援【R8拡充】

エリアマネジメントによる空き家再生を具体化するため、エリアマネジメント団体の組織化や活動に対し支援



【R7年度実績】



○シンポジウム等:約260名参加



○実践塾:24名参加

3 福祉のまちづくりの推進

ユニバーサル社会の実現に向け、「福祉のまちづくり条例」（平成4年制定）及び同条例に基づく「福祉のまちづくり基本方針」（令和8年3月改定）により、多様な要配慮者や地域特性に応じたきめ細かな施策を展開

☆TOPIC☆ 福祉のまちづくり基本方針の改定（計画期間：R8～12年度）

理 念

ユニバーサル社会の実現に向け、すべての人が、いつでもいきいきと生活し、能力を発揮して活動できる安全・安心で快適なまちづくり

基本方針の概要

① 3つの視点を踏まえ各施策を展開

「建築物」のユニバーサル化の推進

【継】公益的施設や住宅等のバリアフリー化

【拡】チェック&アドバイス制度の更なる活用促進

「まち」のユニバーサル化の推進

【継】鉄道駅やバス車両等のバリアフリー化

【拡】面的なユニバーサル化

ハード整備を補完する「ソフト施策」の推進

【継】施設のバリアフリー情報の公表

【拡】ICTを活用した移動支援・情報発信



チェック&アドバイス



バリアフリー情報の公表



トイレは
前方にあります

視覚障害者の移動支援



駅のバリアフリー化

改定の3つの視点



地域特性

観光地、交通結節点、高齢者等の利用が多い地域



当事者参画

万博における取組の継承



心のバリアフリー

相互理解、合理的配慮の提供

② 主な目標(R12目標)

- ☑ チェック&アドバイスの実施数(累計)
225件→325件
- ☑ 県営住宅のバリアフリー化率
75%→80%
- ☑ 3千人未満/日の駅のバリアフリー化
64駅→74駅
- ☑ ノンステップバスの導入率
75%→80%
- ☑ バリアフリー情報の公表率
85%→90% など

3 福祉のまちづくりの推進

(1) 特定施設のバリアフリー化

① 建築確認制度と連動した審査の実施

- 多数の県民が利用する施設等のバリアフリー化を誘導するため、法及び条例に定める整備基準への適合状況を届出や建築確認申請において審査

② 施設のバリアフリー情報公表制度

- 10,000㎡以上の物販店舗等の所有者等に、バリアフリー情報の公表を、全国に先駆けて条例で義務付け

【情報公表率】（令和8年3月時点）

県施設：100%、市町施設：99%、国施設：98%、民間施設：50%

駐車場	敷地内通路	誘導案内	建物の主な出入口	昇降設備	乳幼児設備	トイレ	その他設備	補助サービス

整備されていない設備は薄く表示

バリアフリー情報の表示例

③ 県民の参画と協働による施設整備・管理運営

■ チェック＆アドバイス制度

- 福祉のまちづくりアドバイザー※が施設の整備・管理に関して、設計又は竣工時に点検・助言

※ 建築や福祉の専門家、車椅子使用者等の障害のある人等が登録

【目標と実績】

目標(R3~7)	実績(R3~7)
100件	93件 (R7:11件)



チェック＆アドバイス

■ ひょうご県民ユニバーサル施設認定

- チェック＆アドバイスを適切に反映し、施設整備及び管理運営が行われている施設を認定

【実績】40件（R7認定：2件）



多可町生涯学習まちづくりプラザ



神戸空港第2ターミナルビル

3 福祉のまちづくりの推進

(2) 公共交通バリアフリー化

① 鉄道駅舎エレベーター等の設置

- 国に先行して、平成5年度から鉄道駅舎のバリアフリー化を支援し、令和4年度末に平均乗降客数3千人／日以上駅のバリアフリー化が完了
- 令和5年度に、3千人／日未満駅の対象要件に、複数路線の乗り入れ駅や、周辺に病院・福祉施設等がある駅を追加
- 鉄道駅バリアフリー料金制度の創設を踏まえ、同制度を活用しない駅に限り支援を継続するとともに、市町がバリアフリー基本構想に位置付けた駅の補助率を拡充



阪神住吉駅のバリアフリー化

対象者	民間鉄道事業者等
補助要件	① 1日当たりの平均乗降客数が3千人以上のバリアフリー化未整備駅 ② 3千人以上駅で高齢者等の利用時に一般乗降客と比べて著しく長い距離の迂回を要する駅の2経路目 ③ 3千人未満駅で交通結節点駅や高齢者等の利用が見込まれる駅
対象設備	エレベーター、スロープほか関連附帯工事 ※鉄道駅バリアフリー料金制度による徴収料金を充当しない駅に限る
負担割合	県 1/6 市町 1/6 国 1/3 事業者 1/3（国補助がない場合は事業者2/3） ※バリアフリー基本構想駅については、県 1/4 市町 1/4 国 1/2 事業者なし

鉄道駅舎のバリアフリー化状況（令和8年3月末）

1日の平均乗降客数	対象（A）	整備済（B）	B/A	R8支援駅	目標
3千人以上	213駅	213駅	100%	—	全駅
3千人未満	167駅	64駅	38%	（JR）武田尾駅 （山電）藤江駅、西飾磨駅 （神鉄）箕谷駅	R8～R12で 10駅整備

3 福祉のまちづくりの推進

(2) 公共交通バリアフリー化

② 鉄道駅へのホームドアの設置

- 平成29年度から、視覚に障害のある人の安全性向上を図るため、鉄道駅へのホームドア設置を支援

※令和5年度以降はバリアフリー料金制度を活用して整備



阪神神戸三宮駅

ホームドア設置状況（平均乗降客数10万人以上駅）

JR	三ノ宮、神戸(2～5番線)、明石
阪急	神戸三宮、西宮北口(1～4番線)
阪神	神戸三宮
市営地下鉄	三宮

平均乗降客数10万人以上未着手駅：JR姫路駅

③ ノンステップバス等の導入

- 民営バス事業者に対し、高齢者、障害のある人等が乗降しやすいノンステップバス等の導入を支援

【目標（R12）】導入率80%



ノンステップバス

ノンステップバスの保有状況（令和8年3月末）

区分	対象車両数 (A)	ノンステップバス 車両数(B)	(B / A)
公営	542台	520台	96%
民営	1,690台	1,158台	69%
計	2,232台	1,678台	75%

(3) ユニバーサルなまちづくり推進事業

- 全ての人が暮らしやすく活動できるまちづくりの推進を目的として、市町が定めるエリアにおいてユニバーサルデザインによる総合的なまちづくりを、ハード・ソフトの両面から支援
- これまでの「ユニバーサル社会づくり推進地区整備事業」を見直し、令和8年度から5年間のモデル事業として実施

【主な見直し内容】

- ・事業実施要件の簡素化
(協議会設置・1市町1地区の原則を撤廃)
- ・わかりやすい補助メニューに再編(6→2種類)

ハード事業

- ・民間施設のバリアフリー化
- ・おむつ交換台や授乳室の整備
- ・プレイルームの整備



県補助 100万円/件
(県1/4、市町1/4、事業者1/2)

ソフト事業

- ・貸出用ベビーカーの購入
- ・授乳室・おむつ替え施設のマップ作成



県補助 10万円/件
(県1/2、市町1/2)

4 花と緑の美しいまちづくりの推進

(1) ひょうご花緑創造プラン

- 「ひょうご花緑創造プラン」（平成28年6月改定）に基づき、県民の参画と協働による花と緑のまちづくりを推進
- 計画期間：平成28年度～令和9年度

※都市緑地法の改正（令和6年5月）により、都道府県が緑地の保全及び緑化の推進に関する計画（広域計画）を定められることになったことから、緑に関する計画は今後策定する広域計画に一本化する予定

理 念	花緑の「育み」、「恵み」による「ゆたかな暮らし」の実現				
基本目標	項目	プラン策定時	実績		目標
			(R2とりまとめ)	(R7とりまとめ)	
	身近な花と緑に満足する人の割合を増やす [県民モニター調査]	65%	78.8%	71.2%	70%
	市街化区域の緑地割合 30%の維持	30.6%	30.3%	28.8%	30%
	人口集中地区の緑地割合 25%の確保	23.9%	24.6%	24.8%	25%
基本方針	人と人・地域とのつながり やコミュニティをつくる				
	人にやさしい環境 をつくる				
	自然と共生した環境 をつくる				
	健康や生きがい、地域間 の交流や地域への愛着、 にぎわいをつくる				
	安全・安心に暮らせる地域 をつくる				
					

4 花と緑の美しいまちづくりの推進

(2) 県民まちなみ緑化事業

- 都市の環境改善や防災性向上を図るため、県民緑税を活用し、住民団体や企業が行う植樹や芝生化などの緑化活動を支援
- 主なメニューと活用事例**

一般緑化	校庭の芝生化	ひろばの芝生化	駐車場の芝生化	建築物の屋上・壁面緑化
公園、マンション、広場などでの植樹、生垣の設置	学校の校庭、幼稚園・保育園の園庭の芝生化	公園、グラウンド、広場などの芝生化	マンション、公民館、事務所などの駐車場の芝生化	建築物の屋上・壁面の緑化
				
(西宮市)	(加東市)	(神戸市)	(上郡町)	(明石市)

年度別事業実績

区 分		第1～3期 H18～R2	第4期					計	合計
			R3	R4	R5	R6	R7		
件 数		2,987	246	264	216	187	154	1,067	4,054
件数 内訳	一般緑化	1,476	126	151	123	107	90	597	2,073
	校庭の芝生化	454	29	26	14	16	6	91	545
	ひろばの芝生化	369	40	42	32	20	16	150	519
	駐車場の芝生化	601	49	44	46	43	42	224	825
	建築物の屋上・壁面緑化	85	2	1	1	1	0	5	90
	都心緑化	2	0	0	0	0	0	0	2
事業費(百万円)		7,733	632	627	586	572	495	2,913	10,646
緑化面積 (ha)		190	11	10	8	7	5	42	232

4 花と緑の美しいまちづくりの推進

(2) 県民まちなみ緑化事業（第5期）

- 令和8年度からの第5期事業では、第4期の事業内容を継続しつつ、住民や企業など多様な実施主体による緑化活動を幅広く支援し、都市における緑の量・質の向上を図るため、制度を拡充・改善

高質な都市緑化 イメージ例



緑化面積、高木の本数、暑さ対策、公開性等を評価し、高質と認められるものは第5期で補助率・補助額を拡充

区分	一般緑化	校園庭の芝生化	ひろばの芝生化	駐車場の芝生化	建築物の屋上・壁面緑化	都心緑化
対象者	拡 ・概ね5人以上で構成されたグループ（代表者は兵庫県内に在住、在勤又は在学） （第4期：概ね10人以上で構成された、自治会等の地域基盤団体又は地域住民が参画する緑化活動団体等） ・まとまった面積の緑化が可能な土地所有者・管理者等（個人、法人等）等					・法人、個人等で構成される協議会 拡 ・法人
補助条件	最小規模：30㎡ 補助率：住民団体…10/10 個人・法人…1/2 対象区域：住民団体 …都市計画区域、緑条例「さとの区域」「まちの区域」等 個人・法人…市街化区域、用途地域、緑条例「まちの区域」等					
補助率	住民団体:10/10 個人法人:1/2(通常) 拡 2/3(高質)	住民団体:10/10 法人:1/2	住民団体:10/10 個人法人:1/2(通常) 拡 2/3(高質)	住民団体:10/10 個人法人:1/2	1/2(通常) 拡 2/3(高質)	拡 2/3 (第4期: 1/2)
補助限度額 ※別途㎡限度額あり	住民団体:400万円(通常) 拡 600万円(高質) 個人法人:250万円(通常) 拡 500万円(高質)	住民団体:800万円 法人:500万円	住民団体:400万円(通常) 拡 600万円(高質) 個人法人:250万円(通常) 拡 500万円(高質)	住民団体:375万円 個人法人:250万円	250万円(通常) 拡 480万円(高質)	拡 3,300万円 (第4期: 2,500万円)
その他	拡 「一般緑化」に「官民連携」の区分を設け、市町と県民・企業との連携による緑化事業に補助（補助率:1/2 補助限度額640万円） 「建築物の屋上緑化・壁面緑化」で都市部を対象に視認性等の補助要件を撤廃 - 自動灌水装置等を導入する場合の補助限度額加算の対象メニューを拡充					

4 花と緑の美しいまちづくりの推進

(3) 緑化基金による緑化活動の支援

- (公財)兵庫県園芸・公園協会に設置した緑化基金を活用し、花と緑を生かしたまちづくりを推進

① 緑化資材の提供

- 道路、河川の沿線や、公園の花壇等で樹木・草花を管理している住民団体に対し、花苗や肥料等を提供

【令和7年度配布実績】255団体

② 緑のパトロール隊の配置

- 道路沿線など人々の目に触れやすい公共的空間等を巡回し、緑化活動団体等に花と緑の育て方や維持・管理方法について指導・助言

【配置人数】19名（本庁、県民局・県民センターに配置）

③ ひょうごまちなみガーデンショーの開催

- 花と緑に関する県民の関心を高め、緑化活動への一層の参画を促すため、ガーデンコンペやセミナーなどの普及啓発事業を実施

【令和8年度予定】9月20日～27日 明石公園及びその周辺



2025ひょうごまちなみガーデンショー

(4) 建築物及び敷地の緑化の推進

- 「環境の保全と創造に関する条例」に基づき、市街化区域において建築面積1,000㎡以上の建築物の新築等を行う際に、緑化計画の届出を義務付け

環境の保全と創造に関する条例の緑化基準

建築物の屋上・壁面	建築物の敷地
利用可能な屋上面積の20%以上を緑化	住 宅：空地面積の30%以上を緑化 その他：空地面積の50%以上を緑化

5 健康拠点構想等の推進

■ 健康拠点構想（加古川市神野）

- 県立加古川医療センターを中心に拠点づくりを推進
- 令和6年4月に最終区画の事業予定者が決定し、土地利用の実現に向け、地元や関係機関との協議等を推進



県立加古川医療センター



民間施設

■ 小野長寿の郷構想（小野市市場）

- 健康・安心・生きがいのまちづくりを推進
- 北播磨総合医療センター等の医療施設のほか、民間事業者による特別養護老人ホーム等が整備・運営



北播磨総合医療センター



民間施設



6 景観条例による優れた景観の創造・保全

全国に先駆けて昭和60年に景観条例を施行し、景観形成地区等の指定や大規模建築物の景観誘導を通じて、優れた景観の創造・保全と地域景観との調和を推進

(1) 優れた景観の形成、保全・活用

① 景観形成地区の指定

- 優れた景観を創造又は保全する必要がある地区を指定し、建築物等の意匠、材料又は色彩等の景観形成基準を制定
- 新築、増改築等に際して必要な指導、助言等を実施



三木市三木城下町地区

景観形成地区の指定実績

歴史的 景観形成地区	1	たつの市龍野地区	[平成元年度（平成26年度変更）]
	2	たつの市御津町室津地区	[平成6年度（平成21年度変更）]
	3	多可町加美区岩座神地区	[平成11年度]
	4	高砂市高砂地区	[平成18年度]
	5	新温泉町浜坂味原川周辺地区	[平成19年度]
	6	佐用町平福地区	[平成22年度]
	7	加西市北条地区	[平成24年度]
	8	太子町斑鳩地区	[平成24年度]
	9	神河町中村・栗賀町地区	[平成26年度]
	10	宍粟市山崎町山崎地区	[令和元年度]
	11	三木市三木城下町地区	[令和4年度]
住宅街等 景観形成地区	12	加東市ヤシロメモリアルガーデン周辺地区	[昭和63年度]
	13	洲本市古茂江海岸地区	[平成3年度]
	14	高砂市高砂地区	[平成18年度]
まちなか 景観形成地区	15	新温泉町湯・細田地区	[平成18年度]
	16	高砂市高砂地区	[平成18年度]

※市指定へ移行：11地区（川西1、姫路1、丹波篠山3、豊岡2、朝来2、養父2）
広域景観形成地域へ移行：1地域（国道312号沿道景観形成地区）

6 景観条例による優れた景観の創造・保全

(1) 優れた景観の形成、保全・活用

② 景観形成重点区域の指定

- 景観形成地区等内で特に優れた景観の形成を図る区域を指定し、建築物等の意匠、材料又は色彩等の基準を制定
- 新築、増改築等に際して必要な指導、助言等を実施

景観形成重点地区の指定実績

1	三木市三木城下町地区	[令和4年度]
2	佐用町平福地区	[令和5年度]
3	宍粟市山崎町山崎地区	[令和7年度]



宍粟市山崎町山崎地区

③ 広域景観形成地域の指定

- 幹線道路沿道や河川流域など複数の市町に広がる優れた景観を創造・保全する必要がある地域を指定し、大規模建築物等の意匠、材料又は色彩等の広域景観形成基準を制定
- 新築、増改築等に際して必要な指導、助言等を実施

広域景観形成地区の指定実績

風景型広域景観形成地域	1	円山川下流地域	[平成8年度]
	2	西播磨海岸地域	[平成12年度]
	3	但馬海岸地域	[平成14年度]
沿道型広域景観形成地域	4	国道312号沿道地域	[平成18年度（平成26年度変更）]
	5	国道9号沿道地域	[平成28年度]



国道312号沿道地域

※デカンショ街道地域風景形成地域は、丹波篠山市が同基準を広域に平準化したことにより廃止。国道312号沿道地域は景観形成地区から移行。

6 景観条例による優れた景観の創造・保全

(1) 優れた景観の形成、保全・活用

④ 星空景観形成地域の指定

- 美しい星空の景観を保全する必要がある地域を指定し、照明器具の照射の向き等の星空景観形成照明基準を定め、多数の照明器具を使用する施設の新設、改修等に際して必要な指導、助言等を実施

【指定実績】 佐用郡地域 [平成16年度]

⑤ 景観形成重要建造物等の指定

- 地域の景観上重要な建造物や樹木を景観形成重要建造物等に指定し、所有者等に対して維持管理に必要な指導、助言を実施
- 建築基準法の適用除外の指定を受けるための認定景観形成重要建造物制度を設け、建物外観を維持したまま用途変更等による活用ができるよう支援

【指定実績】 143件（うち令和7年度は6件）

※指定解除6件（除却1件、指定文化財等へ移行5件）

令和7年度指定の景観形成重要建造物

1	佐川家住宅	豊岡市
2	旧三星化学事務所	高砂市
3	旧田原家住宅	丹波市
4	永田家住宅	南あわじ市
5	庄家住宅	宍粟市
6	中藤田家住宅	新温泉町



佐川家住宅



旧三星化学事務所

6 景観条例による優れた景観の創造・保全

(1) 優れた景観の形成、保全・活用

⑥ 景観遺産の登録

- 地域特有の景観や歴史・文化的背景を有する景観を景観遺産として登録し、身近な景観の意義や魅力を県民に広く周知することで、ふるさと意識を醸成し、地域の活性化につなげる

【登録実績】 3 件

1	織物産業を象徴するノコギリ屋根 [令和4年度]	西脇市、加東市、多可町
2	“和牛の聖地”～純血種「但馬牛」のルーツ [令和4年度]	香美町
3	北但大震災からの復興を今に伝える「豊岡震災復興遺産」 [令和6年度（令和7・8年度追加）]	豊岡市

【登録候補】（仮称）レトロ駅舎が語る播州鉄道の記憶

☆TOPIC☆ 北但大震災からの復興を今に伝える「豊岡震災復興遺産」

豊岡中心部に残る、北但大震災(1925年5月23日発災)からの復興期に建築された鉄筋コンクリート造建築物や木造防火建築物は、希少性が高く、震災からの復興を今でもよく伝える重要な遺産である



旧豊岡町役場庁舎
(令和6年度登録)



衣川クリーニング店（木造建築）
(令和8年度追加登録)

登録実績 計16施設



6 景観条例による優れた景観の創造・保全

(2) 景観への影響が大きい建築物等の景観誘導

① 大規模建築物等の景観誘導

- 周辺の景観に大きな影響を与える大規模建築物等（高さ15m超又は建築面積1,000㎡超）について、意匠、材料又は色彩等の基準を定め、新築、増改築等に際して必要な指導、助言等を実施

【令和7年度届出実績】53件

② 景観影響評価手続（景観アセス）による景観誘導

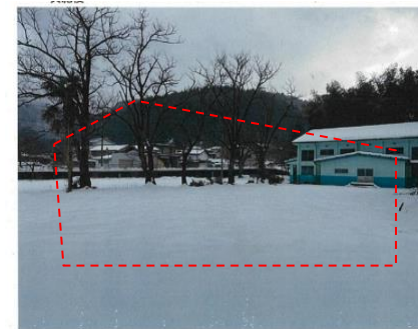
- 一定規模以上の特定建築物（旅館・ホテル、ぱちんこ店など）の新築等に際して、計画段階における住民意見の聴取、基準への適合指導等の景観影響評価手続を通じ、周辺と調和した景観形成を誘導

【令和7年度実績】14件（旅館・ホテル14件）

③ 景観支障建築物等への対応

- 景観上支障となっている建築物等の所有者等に対し、改善指導、助言等とともに、自主的に除却・改修を行う場合に、市町と協調し、経費を助成

【令和7年度実績】0件



景観支障建築物の除却

(3) 景観形成等住民協定の認定

- 住民が主体となった景観や風景の形成に向け、景観形成に関する住民協定を認定し、技術的支援や協定に基づく修景活動を助成

【認定実績】2地区

1	多可町加美区箸荷（はせがい）地区 [H12.12.1(H22.12.1更新)]	有効期間	R42.11.30
2	佐用町田和（たわ）地区 [H17.8.1(R7.8.1更新)]	有効期間	R17.7.31



佐用町田和地区

7 景観まちづくり活動への支援

(1) 住民主体のまちづくり支援

- ▶ 住民主体による景観まちづくり活動を支援するため、景観基金を活用し、平成2年度から（公財）兵庫県まちづくり技術センターとの連携により、建築物等の修景助成や専門家派遣などの景観形成支援事業を実施

【令和7年度実績】

・修景助成 26件 専門家派遣 17件



修景前



修景後

修景助成（たつの市龍野地区）

平入町家に附属する車庫の建替え
・屋根（和瓦葺き）、外壁（漆喰塗り）・車庫扉（木製）

(2) 災害復興への支援

- ▶ 大規模火災で被災した景観上重要な地区において、景観形成支援事業を拡充し、良好な景観の維持・再生を図りながら、一体的再建と早期復興を支援

景観形成支援事業（火災特例）※（ ）内は従来の助成

- ・修景助成 助成率 $\frac{1}{2}$ (1/3)
補助額 上限 500 (330)万円
- ・専門家派遣 15 (5)回/年度 など

豊岡市城崎町南上火災地区（R7.5.5発災）

- ▶ 住宅、旅館等8棟が全焼
- ▶ 復興協議会を設立し、再建計画や景観ルールを検討中

【実績】 専門家派遣 15回



【復興事例】 豊岡市城崎温泉喜多町火災地区（H27.1.3発災）

- ▶ 住宅、店舗等12棟が全半焼
- ▶ 復興協議会で定めた景観ルールに基づき、店舗など8棟が再建され、城崎のまちなみ景観が保全（R8年度支援完了予定）

【実績】 修景助成 7件 専門家派遣 17回 など



被災状況



再建後

8 屋外広告物条例による良好な広告景観の形成

良好な景観若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するため、市町や関係機関、住民団体等と連携し、屋外広告物法及び屋外広告物条例に基づく規制誘導を行い、良好な広告景観の形成を推進

(1) 屋外広告物の規制等

- 条例に基づき、禁止地域や許可地域、禁止物件を指定し、市町と連携しながら、地域特性に応じて規制誘導
※政令・中核市、一部の景観行政団体（芦屋市、豊岡市、丹波篠山市）は独自条例に基づき施行

(2) 屋外広告業者登録制度の運用

- 屋外広告業者の健全な育成を図るため、条例に基づき、業登録制度を運用
※政令・中核市は独自条例による

登録業者数（令和8年3月末時点）

登録自治体	兵庫県	神戸市	姫路市	尼崎市	西宮市	明石市
登録者数	1,288	736	686	491	540	522

※登録は条例制定の自治体単位で必要なため、各自治体の登録者数は重複している。

(3) 安全対策・整序対策の推進

- 点検の手引の作成、パトロールの実施、有資格者による点検の制度化など屋外広告物の安全対策を実施。
- 9月1日～10日の屋外広告物適正化旬間では、市町単位で関係機関等が連携して合同パトロールや安全点検を実施
- 電柱の違反簡易広告物を行政が自ら撤去できる簡易除却制度については、市町がその権限の一部を住民団体等に委任し、住民の参画と協働による整序化対策を推進

【令和7年度実績】 除却58件、指導60件（独自条例制定市除く33市町）

【簡易除却等を行う住民団体等の数】 114団体（令和8年3月末時点）



合同パトロール

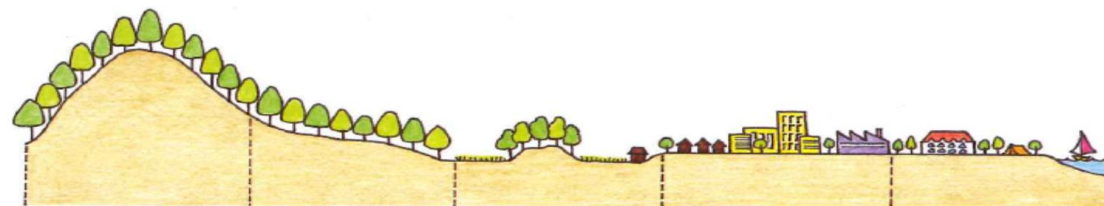
9 緑条例による緑豊かな地域環境の形成

線引き都市計画区域を除く地域において、地域の独自性と主体性を生かしつつ、自然と調和した地域環境の形成を図るため、緑条例に基づき、適正な土地利用、森林及び緑地の保全、緑化の推進並びに優れた景観形成の視点で、開発行為等を誘導

(1) 環境形成地域と区域区分の指定

- 緑豊かな環境形成地域※において、5種の環境形成区域に区分し、区域特性に応じた基準（森林保全率、緑地率等）を制定

※ 北播磨北部、北播磨南部、中播磨、西播磨、南但馬、北但馬、丹波、淡路の8地域



環境形成区域	第1号区域 (森を守る区域)	第2号区域 (森を生かす区域)	第3号区域 (さとの区域)	第4号区域 (まちの区域)	第2項区域 (花と緑の交流区域)
手続	許可	協議・協定	協議・協定	届出	協議・協定
基準	森林保全率 50%以上	森林保全率 30～50%以上	緑地率 20～30%以上	緑地率 10%以上	地域に応じた森林 保全率や緑地率
対象となる 開発面積	500㎡以上	1,000㎡以上（丹波地域は500㎡以上）			

※（）内の環境形成区域の名称は淡路地域の例

環境形成区域のイメージと必要な手続等

(2) 開発行為の誘導

- 一定規模以上の開発行為について、環境形成区域に応じて、許可、協議・協定又は届出の手続を求め、基準に適合するよう誘導
- 第2号若しくは第3号又は第2項区域においては、協議が成立した場合、事業者と県（又は市町）が環境形成協定を締結

令和7年度実績（令和8年3月末時点）

許可	協議・協定	届出 (計画整備地区含む)	通知※	計
1件	36件	53件	5件	95件

※ 通知：国、地方公共団体等による開発

10 令和6年能登半島地震への支援（まちづくり部）

(1) 被災建築物応急危険判定員の派遣

派遣先	派遣期間	派遣職員
輪島市	R6.1.10～22	延べ8名(建築)

(2) 応急仮設住宅建設支援職員の派遣

派遣先	派遣期間	派遣職員
石川県庁	R6.2.12～5.6	延べ15名 (建築7,電気4,機械4)



応急危険度判定の様子



応急仮設住宅建設支援の様子

ひょうご復興まちづくりアドバイザー派遣事業

復興まちづくり専門家の高齢化に対応するため、ベテランと若手の専門家を被災地に派遣し、復興支援を通じて、本県災害時に対応可能な専門家人材を育成

【令和7年度派遣実績】4地区

珠洲市正院地区、宝立地区、蛸島地区、飯田地区



復興まちづくりに向けた住民の話し合い

(3) 中長期の支援職員の派遣【派遣先：珠洲市、石川県庁】

期間	派遣職員	派遣先	主な業務
令和6年度	1名(建築職)	珠洲市	復興まちづくり・復興公営住宅の計画支援、住宅応急修理支援
	1名(電気職)	珠洲市	下水道施設等の復旧工事支援
令和7年度	1名(建築職)	珠洲市	復興公営住宅の整備計画・発注業務
	1名(電気職)	石川県庁	県有建築物の災害復旧工事(設備)の設計監理等
令和8年度	1名(建築職)	珠洲市	復興公営住宅の整備計画・発注業務
	1名(機械職)	石川県庁	県有建築物の災害復旧工事(設備)の設計監理等

11 まちづくり・景観に関する情報発信

ひょうごのまちづくり

 @hyogo_machi

フォロワー558件



X (旧Twitter)



ひょうごの景観ビューポイント150選

 hyogoview150

フォロワー1.2万件



 @Hyogoview150

フォロワー6,000件



SNSで兵庫県のまちづくりや景観に関する情報を発信しています！ぜひフォローください！



兵庫県